

大津市母子健康手帳アプリ及び乳幼児健康診査等予約・問診電子申請システム導入支援業務
に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、大津市母子健康手帳アプリ及び乳幼児健康診査等予約・問診電子申請システム導入支援業務に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名

大津市母子健康手帳アプリ及び乳幼児健康診査等予約・問診電子申請システム導入支援業務

(2) 業務内容

別紙1「大津市母子健康手帳アプリ及び乳幼児健康診査等予約・問診電子申請システム導入支援業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 予算額

予算額（上限額）は、4,150,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

なお、次年度以降の予定額（上限額）は提示できないが、評価の対象とする。

4 実施形式

公募型

5 スケジュール

令和8年 9月30日（水）公募開始

令和8年10月 7日（水）質問受付締切

令和8年10月 9日（金）質問に対する回答（予定）

令和8年10月14日（水）参加申込書、クラウドサービス要件・適合状況一覧の提出
締切

令和8年10月23日（金）参加資格審査結果等通知（予定）

令和8年10月29日（木）企画提案書等の提出締切

令和8年11月 6日（金）プレゼンテーション審査

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (5) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ｱ)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (ｱ) 親会社等（会社法第２条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (ｲ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ｳ) (ｱ)又は(ｲ)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (ｱ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、a から d までに掲げる者に準ずるもの
- (ｲ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 令和8年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、委託（役務）のうち、取扱業務「コンピュータ関連」、登録内容「システム・ソフト開発」を希望している者であること。

7 質問・応答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式第6号）により、電子メールに添付して提出すること。

メールの件名に「プロポーザル質問、送信年月日（西暦8桁）、商号又は名称」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信し、送信後は必ず電話で送信した旨連絡し、着信したことを確認すること。

(2) 質問期限

令和8年10月7日（水）午後5時までに必着とする。

質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(3) 提出先

「16 問合せ先」に記載する担当窓口

(4) 回答方法

大津市ホームページに掲載する。

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類等

プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

- ア 参加申込書（様式第1号） 1部
- イ 会社概要（様式第2号） 1部
- ウ 見積書（様式第3号） 1部
- エ 事業実績調書（令和3年4月1日以降の実績）（様式第4号） 1部
- オ 実施体制（様式第5号） 1部
- カ 大津市母子健康手帳アプリ及び乳幼児健康診査等予約・問診電子申請システムに係る機能要件一覧（様式第7号①）及び非機能要件一覧（様式第7号②） 各1部
- キ クラウドサービス要件・適合状況一覧（様式第8号）及び根拠資料 1部
- ク 企画提案書 7部（正本 1部、副本 6部（複写可））

企画提案書は正本の表紙余白にのみ商号又は名称を記載し、副本及び提案書本文には事業者を特定できる事項を記載しないこと。

※様式第7号①及び②並びに様式第8号の提出は書類に加え、Excel データを電子メールにより提出（送信後、送信した旨を電話にて連絡）すること。

(2) 提出期限

ア (1)ア及びキに掲げる書類等

令和8年10月14日（水）午後5時までに必着とする。

イ アに掲げるもの以外のもの

令和8年10月29日（木）午後5時までに必着とする。

(3) 提出方法

書面は持参又は郵送とする。ただし、機能要件一覧（様式第7号①）及び非機能要件一覧（様式第7号②）並びにクラウドサービス要件・適合状況一覧（様式第8号）のExcelデータは、指定の電子メールアドレスに送付すること。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、公募開始から各提出書類の提出期限日時までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。電子メールの場合は、メールの件名に「(様式名)、送信年月日（西暦8桁）、商号又は名称」を入力し、添付の1ファイルにまとめて送信後は必ず電話で送信した旨連絡し、着信したことを確認すること。

(4) 提出先

「16 問合せ先」に記載する担当窓口

9 企画提案書作成方法

別紙2「大津市母子健康手帳アプリ及び乳幼児健康診査等予約・問診電子申請システム導入支援業務に係る企画提案書作成要項」のとおり

10 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、大津市母子健康手帳アプリ及び乳幼児健康診査等予約・問診電子申請システム導入支援業務プロポーザル審査委

員会が審査を行う。

(1) 1次審査：書類審査

原則として、応募者が4者を超えた場合は、提出書類の内容を審査した上で、上位4者を選考する。応募者が4者以下の場合は1次審査を行わずに、2次審査の日程において1次審査及び2次審査で予定されている審査内容を審査する。

(2) 2次審査：プレゼンテーションの実施

ア 実施日

令和8年11月6日（金）

イ 実施場所、時間、会場等

応募者に別途通知する。

ウ 提案時間等

① 提案時間 20分以内（提案説明は、本業務に従事する者が行うこととする。）

② 質疑応答 10分程度

③ 参加人数 3人以内

※ プレゼンテーションに要する機材は応募者で全て準備するものとするが、プロジェクター（HDMI 端子による接続）及びスクリーンについては市が準備するので、使用を希望する場合は企画提案書提出時に申し出ること。

なお、応募者が多い場合には提案時間及び質疑応答を調整することがある。

エ 審査項目及び配点

企画提案は、次の審査基準により審査する。

最低基準点は、審査委員会委員全員の合計点において満点の6割とし、採用の決定は、合計点の最も高い点数を獲得し、かつ最低基準点を満たす提案とする。合計点が同点であった場合は、第1順位とした委員が多い団体を上位とする。第1順位とした委員が同数であった場合は、委員長が上位とした団体を第1順位とする。ただし、評価項目において、審査委員会委員全員から同一項目で最低評価を受けた提案は採用しないこととする。

審査項目		審査内容	配点
組織	1 業務遂行技術力	当該業務を遂行するための導入実績があるか	5
	2 実施体制	業務遂行に適切な実施体制か トラブル発生時に迅速に対応できる体制か	5
	小計		10
提案内容	3 取組方針	目的、条件及び業務内容に沿った提案か アプリ画面等の操作性や、デザイン性に優れているか	10
	4 取組姿勢	本市の課題の把握や、課題に対し本市職員とともに 取り組む姿勢がみられるか	10
	5 独自提案	提案者独自の特色ある提案がなされているか 今後の市の DX 推進、母子保健 DX の推進に向けた提 案がなされているか	30
	6 研修内容	担当職員に対する研修について、操作研修の実施方 法などが具体的に記載されているか	10
	7 サポート体制	運用開始後の市民及び本市職員向けサポートについ て、サポート手段やトラブル発生時の対応は具体的 に提案されているか	10
	8 機能要件及び非 機能要件	「機能要件一覧（様式第7号①）」及び「非機能要件 一覧（様式第7号②）」の得点を基に算出（※）	100
	小計		170
事業費	9 見積書の内容	(1) 令和8年度見積金額	10
		(2) 令和9年度から令和13年度までの見積金額	10
	小計		20
合計			200

※「機能要件一覧（様式第7号①）」及び「非機能要件一覧（様式第7号②）」各項目の
合計点を全項目の最高合計点で除した数値に100をかけて算出

1.1 審査結果

(1) 通知方法

プレゼンテーションを行った全ての応募者に対し、文書で通知する。

(2) 通知時期

令和8年11月11日（水）選定結果通知（予定）

1.2 契約の締結

審査により採用を決定された受託候補者は、本業務について担当課と協議を行い、協議の結果に合わせた仕様書を改めて作成するとともに、その仕様書に基づく見積書を作成し提出すること。

契約の締結は、提出された見積書を基に随意契約の方法により行う。ただし、本契約を締結する日までの間に受託候補者が第6項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

1.3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加、削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1.4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

1.5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

キ クラウドサービス要件・適合状況一覧において必須要件が適合していない場合

ク 機能要件一覧（様式第7号①）の要求区分のうち、必須機能及び基本機能の対応可否欄並びに非機能要件一覧（様式第7号②）の対応状況欄のいずれかに「対応不可」の回答がある場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 6 問合せ先

〒520-0047 大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津2階

大津市こども未来部こども総合支援局母子保健課

電話 077-511-9182

電子メールアドレス otsu1475@city.otsu.lg.jp